

○神奈川県警察職員被服貸与規程の一部改正について

(昭和 53 年 2 月 20 日例規 神装発第 47 号)

各所属長あて 本部長

このたび、神奈川県警察職員被服貸与規程(昭和 35 年神奈川県警察本部訓令第 16 号。以下「規程」という。)の一部が改正され、昭和 53 年 4 月 1 日から施行することとなつたから運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 改正の趣旨及び要点(省略)

第 2 解釈及び運用上の留意事項

1 貸与品貸与の時期及び手続(第 3 条関係)

所属長は、新規採用、勤務換え等により、新たに被貸与者となつた者が配置されたときは速やかに貸与品貸与の申請を行うものとする。

2 盛夏服の着用等(第 4 条関係)

盛夏時には盛夏服を着用するものとするが、儀式祭典等で夏服をせい一して着用する必要のあるときは、所属長が指示するものとする。

3 演奏服の着用期間(第 4 条関係)

音楽隊員に対する貸与品のうち冬演奏帽、夏演奏帽、冬演奏服及び盛夏演奏服の着用期間は、冬帽子、夏帽子、冬服、夏服及び盛夏服に準ずるものとする。

4 共用貸与品の管理(第 13 条関係)

共用貸与品の管理は、貸与品取扱責任者が当たるものとする。

5 自動車運転作業に従事する者で、文書集配業務を兼ねる者に対する貸与品(別表関係)

自動車運転作業に従事する者のうち、文書集配業務を兼ねる者に対しては、冬用及び夏用運転服に代えて冬用及び夏用作業衣を貸与するものとする。